

ふ だんの 高齢者や障がい者、子ども
いろいろな人がいて

く らしの それぞれが自分らしく
生活して

し あわせ 心豊かに、毎日笑顔で
過ごしたいと願っています



ここなちゃん
Kokona chan

社会福祉協議会とは…
略称で『社協（しゃきょう）』と
呼ばれています。

社協は社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされ

- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業と規定されています



施策⑤

すべての市民が役割を持ち 参加できる機会を増やします



現 状

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。本市においても、障がいや疾病等にとらわれず、生活に身近な地域において住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち支え合う体制づくりを推進していく必要があります。しかし、何らかの事情で閉じこもりがちになったり、交流することが億劫になったりする人も存在しています。

そのため、人とつながる参加の機会として、本市でも誰もが活躍できるよう当事者団体の活動や体操、集いの場であるサロンなどの参加する場の選択肢はありますが、十分であるとは言えません。役割を持ち活動をすることで、いきいきと暮らすことが可能となるため、参加しやすい場所で集い、仲間と交流しながら、支え手にもなり受け手にもなることができるような環境整備が必要です。

方向性

CSWがコーディネートし、事業所等と連携し自分の強みを活かして活躍できる場の創出やマッチングを行い、役割を持っていきいきと暮らせるような機会を増やしていきます。

役割分担

市 民	地域・団体	社 協	行 政
障がいや疾病、年齢にとらわれず、多様な働き方や参加ができることを知り、自分の役割を持ちます。	役割を持って気軽に参加できる居場所や機会を作ります。	強みを生かした活動の参加や、参加しやすい場所の開発について、地域とともに取り組みます。	就労や就労的活動についての資源開発を行い、参加しやすい場の整備を行います。

推進項目 5-1

仲間と一緒に地域活動が できるよう支援します

現状・ 課題

仲間と一緒に活動をすることの大切さは、すべての人にあてはまることです。地域活動や団体活動においては、一人では活動の継続が難しいかもしれませんが、仲間と一緒に活動をすることで、地域のつながりが強化されたり、地域生活課題の洗い出しが可能となり、継続性や発展性が生まれます。

また、何らかのハンディキャップを持つと、社会に出て集うということに消極的になるケースもあります。家に閉じこもりがちとなり、心身ともに健康ではなくなってしまう。そこで、仲間をつくり一緒に活動に参加できれば、生きがい生まれ心身ともに健やかに過ごすことができることが期待されます。レクリエーションや機能回復に向けた外出を行うなど、本人自身が楽しんで活動することは、重症化を予防し、持っている力を最大限に生かすことにつながり、住み慣れた地域の中で自分らしく暮らし続けることが可能となります。

本市においても、仲間とともに地域活動ができるよう、引き続き支援する必要があります。

取り組み

シニアクラブや身体障害者福祉協議会などの当事者団体の活動に参加することで、仲間が生きがいの創出につながり、仲間と一緒にレクリエーションなどを楽しむことで、介護予防にもつながります。さらに、こういった仲間づくりの活動は、地域づくりにもつながっていくため、引き続き活動を支援していきます。

また、民生委員・児童委員や保護司などは、住民が地域で安心して暮らせるように地域の中での見守りや相談や援助活動を行っているため、市や市社協では、一緒になって地域活動を見守り、活動団体等を支援していきます。

● 主な事業 ●

- 身体障害者福祉協議会補助事業
- 肢体不自由児者父母の会補助事業
- 手をつなぐ育成会補助事業
- シニアクラブ活動補助事業
- 脳トシいきいき百歳応援事業（地域介護予防活動支援事業）

推進項目 5-2

身近な場所で気軽に集い 交流できる場を充実させます

現状・ 課題

令和4年度（2022年度）に実施した75歳以上の方を対象に実施した「高齢者実態調査」では、世帯の状況について、75歳以上のひとり暮らしまたは65歳以上の高齢者のみ世帯の割合が全体の50.2%と、約半数は高齢者のみで生活しているという結果でした。また、そのうち、家族以外との交流が、月に1回の関わりすらなく「特にない」と回答している人は約2割を超えており、孤立するリスクが高いと言えます。

本市では、市社協や地域住民が主体となって地域の公民館等を活用しながらサロン活動や健康体操を行ったり、市民館・公民館まつりなどで多世代が交流できる機会を作ったり、子どもと一緒に地域のイベントなどに参加できるプログラムを行ったりしていますが、まだ十分とは言えない状況です。

また、高齢者や障がい者だけでなく、子どもや子育て家庭が安心して過ごせる場など、誰もが利用できる身近な居場所を充実する必要があります。

取り組み

年齢や障がいの有無を問わず、子ども、学生、子育て中の親、高齢者、生活困窮者など多様な人が、それぞれ関わりを持つようになる機能と場が求められおり、多世代が交流できる場やプログラムの整備を行うことで、誰もが参加できるよう働きかけていく必要があります。

そのため、CSWが中心となり、地域における資源開発を行っていきます。

● 主な事業 ●

- 地域活動支援センター設置事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業

〈地域サロン〉



推進項目 5-3

民間等と連携し活躍できる場を 充実させます

現状・ 課題

地域には、暮らしている住民だけではなく、民間の企業や事業所、社会福祉法人などもあり、法では、市と社会福祉協議会、住民と事業者が相互に協力し合いながら地域福祉の推進をすることとしています。本市においても、市内の社会福祉法人からバスを借りて、買い物に行けない高齢者の買い物支援に利用するバスとして運行したり、地域の民間企業とも協働で認知症の啓発を行ったりして、活躍の場の提供や介護予防事業について検討をしています。

就労という側面では、障がい等の理由により一般就労が難しい場合は、ボランティアで就労体験に参加したり、高齢者で定年を迎えた後に、再度就労を目指す場合は、シルバー人材センターに登録することもできます。

このように、私たち一人ひとりが活躍できる場の創出は、民間等と連携をすることで、活躍できる場の選択肢が広がるため、民間企業等も地域の一員として、ともに考えることが大切です。

取り組み

市民のニーズに合った活躍の場を提供するためには、市と市社協のみではなく、福祉事業者を始め、民間企業との連携が必要です。

市と市社協は、地域の事業者等と一緒に、一人ひとりがいきいきと活躍できる場の提案ができるよう、運動教室や趣味の活動、ボランティアなど、多様な参加の場を把握し、必要に応じて開発・創出し、マッチングを行うなど、市民が活躍できる場を充実させていきます。

● 主な事業 ●

- 重層的支援体制推進事業
- 障がい者地域就労支援事業
- 認知症ケア・向上事業
- シルバー人材センター運営補助事業



施策⑥

安心して生活できるよう 身近な場所で支援します



現 状

地域で安心して生活をするためには、暮らしを守るための福祉サービスの提供に加え、災害等の有事の際に助け合える関係性を構築することが重要です。

本市では、障がい福祉サービスや介護保険サービスのほか、本市独自の福祉サービスを提供し、本人や家族が地域で安心して暮らせるよう支援しています。また、災害時などに支援が必要な障がい者や高齢者には、避難行動要支援者名簿に基づき個別避難計画の策定を支援したり、市内事業者と福祉避難所に関する契約を締結しています。そして、市社協が中心となって、災害ボランティアセンター設置訓練などを行い、災害が起きた時に備えた人材育成を行っています。

また、本人や家族の負担軽減のため、各種医療助成制度の充実や各種手当など、必要な給付を行っています。

方向性

福祉サービス等を充実させ、医療費助成制度の充実や各種手当など必要な給付を行うことで、本人や家族の負担軽減ができるよう支援します。

また有事の際にも安心して避難できるよう、個別避難計画を整える必要があります。さらに、近年高齢者の運転事故が課題となっていますが、すべての人が過度に自動車に依存せずに、移動できる方法について検討を進める必要があります。

役割分担

市 民	地域・団体	社 協	行 政
日ごろから防災意識を持ち、支援が必要な人がいれば、気にかけて見守ります。	適切なサービス提供を行い、福祉サービスの情報を周知していきます。	支援が必要な方へのサービス提供や、見守る方への協力体制について支援します。	支援が必要な方に、必要なサービスが提供できる体制を整備します。

推進項目 6-1

福祉サービス等を充実させ本人や家族が 安心して生活できるよう支援します

現状・ 課題

福祉サービスというと、ホームヘルプサービスなど支援が必要な方への直接的な支援がイメージされますが、日常生活において必要な移動や動作等を確保するための補装具や日常生活用具などの購入費を補助する制度のほか、コミュニケーションを円滑に行うことができるよう意思疎通支援もあります。また、経済的な負担を軽減するための各種手当や医療費の助成などもしており、様々な福祉サービスの充実に向けて取り組みをしてきました。

今後も、ライフステージの変化に左右されることなく、本人や家族が、地域で安心して自分らしく日常生活を送るために、継続して一人ひとりに応じた福祉サービスの充実を図り提供する必要があります。

取り組み

サービスが必要な人に対して介護保険サービスや障がい福祉サービス、地域の特性に合わせて効果的・効率的に行う地域支援事業や地域生活支援事業がありますが、それらの事業を進めるとともに、福祉向上のため市独自の福祉施策や各種手当、医療費の助成などにより、在宅で安心して生活できるよう、継続して取り組みを進めます。

そして、親亡き後や身寄りのない方等の支援について、権利擁護支援センターと連携しながら、ニーズに対応できるよう検討を進めていきます。

● 主な事業 ●

- 障がい福祉サービス給付事業
- 地域生活支援事業
- 補装具購入費支給事業
- 援護扶助費支給事業
- 配食サービス事業

〈福祉サービス〉



推進項目 6-2

気軽に外出できる支援体制を 充実させます

現状・ 課題

移動に関する交通手段は、自動車の割合が高い状況にあると言えますが、自動車に頼らずに生活できるよう、道路のバリアフリー化を進めたり、公共交通機関等の交通手段の利便性の向上が求められています。

本市では、地域の公共施設や人が多く集まる公共性の高い施設をつなぐ市民の身近な足の一つとして循環バスがあり、また障がいなどがあり介護が必要な人には、福祉タクシー利用料の補助をしていますが、移動支援に関しての選択肢は少なく、高齢者や障がい者、子どもなどすべての人が安全・安心に生活し、社会参加できるように配慮し、気軽に外出できる支援体制を充実する必要があります。

取り組み

地域別意見交換会の中で、高齢者の移動ニーズとして挙げられるのは、買い物と通院でした。買い物については、市社協が地域と一緒に「買い物バス」の事業を行っていますが、すべての地域で実施できていないため、必要に応じて民間と連携を図りながら展開をしていく必要があります。しかし、通院については、個別性が高いため、今後も検討していく必要があります。

また、自動車の運転については、誰もいつかはできなくなることを予め考え、安全に運転ができるうちから、運転免許証の返納後の生活について考えておく必要があります。

● 主な事業 ●

- 福祉タクシー利用助成事業
- 障がい者バス乗車運賃助成事業
- 高齢者循環バス利用促進事業

〈公共交通機関利用の様子〉



推進項目 6-3

災害や緊急時に支援・配慮が必要な人が 安心できる体制を整備します

現状・ 課題

令和3年(2021年)5月の災害対策基本法等の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、本市においても作成を進めているところです。優先度の高い避難行動要支援者については、概ね5年程度で作成に取り組むこととなっていますが、避難支援をより実効性の高いものとするためには、地域の協力が不可欠です。

平常時から地域の避難支援等の関係者に情報を共有できる名簿の登録者を増やし、個別支援計画の作成などを通して、普段からのつながりを深め、協力して避難支援の仕組みを作ることが大切です。計画を作ることが目的ではなく、計画作りをきっかけにしながら、主に第3層、第4層でのつながりを構築し、災害時に限った付き合いではなく、日常からお互いに見守りをしていることが、結果的に災害時の助け合いにつながっていきます。

本市の個別避難計画は、令和5年(2023年)6月1日現在、51.5%の作成が完了しております。

また、本市では福祉ニーズの高い方の避難を可能とした福祉避難所の設置も進めており、医療的ケアの必要な方にも対応できる避難所の確保が求められています。そして、災害ボランティアセンターの設置訓練を行っていますが、参加者が限られているため、多くの人に参加してもらいながら、災害に備えることが必要です。

取り組み

支援の必要な方が災害時に孤立しないよう、日ごろからの関係性を構築することが大切です。そのためのツールとして個別避難計画を作成し、万が一に備える必要があります。また福祉避難所についても、運営や運用について事業者と話し合い、対応を決めておく必要があります。

災害はいつ起きるかわからないため、日ごろからの関係性を構築できるよう、体制を整備する必要があります。

● 主な事業 ●

- 災害時避難行動要支援者支援事業
- 備蓄用物品(食糧等)整備事業
- 災害支援ボランティア訓練事業

基本目標 3

子どもたちの健やかな育ちを、
地域で支え合っている

背景

少子化や核家族化の進行、女性の社会的役割の増大、家庭・地域における支え合いの脆弱化などにより、子育て家庭の孤独感や負担感の増大に加え、児童虐待、ヤングケアラーや貧困など家族全体に関わる複雑化・複合化した課題が増え、子どもや子育てを取り巻く状況は深刻化しています。そのため、令和4年（2022年）に改正された児童福祉法（昭和22年法律第164号）と母子保健法（昭和40年法律第141号）では、令和6年度（2024年度）から「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を合わせ持ち、すべての妊産婦と子育て家庭・子どもへの一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が求められています。

本市では、これまで平成27年度（2015年度）に策定した東海市子ども・子育て支援事業計画などに基づき、安心して子育てができる環境整備に取り組んできましたが、今後はさらに、複雑化・複合化した課題に対応するため包括的な支援を視野に入れ、子ども分野だけでなく、行政、市社協、地域住民、事業所等とともに施策を推進することが重要です。

そこで、基本目標3に「子どものたちの健やかな育ちを、地域で支え合っている」と掲げ、年齢や制度の壁を越えた切れ目のない包括的な支援を行うとともに、子どもの権利を保障し、適切な養育環境、経済的支援、人との関係性を育み豊かな経験ができる機会の充実などを通して、地域で支え合う環境づくりを推進します。



施策の評価項目

政策⑦ 子ども・子育て世代への支援を充実させます

評価指標		基準値	5年後	10年後
子育てがしやすいまちであると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民意識調査	86.4%	88.7%	91.1%
子育ての悩みについて相談する場を知っている人の割合	市民意識調査	46.9%	49.6%	52.4%
地域の住民が互いに支え合っていると思う人の割合（再掲）	市民意識調査	34.6%	40.1%	45.6%

政策⑧ 支援を必要とする子ども・若者・家庭への支援体制を充実させます

評価指標		基準値	5年後	10年後
1年間のサポートプラン作成件数	業務取得	142件	185件	230件
発達に関する支援者研修受講者数	業務取得	374人	750人	1,000人
生活・学習支援の場の数	業務取得	4カ所	9カ所	14カ所

政策⑨ 子どもや家庭が元気に育つ環境を整備します

評価指標		基準値	5年後	10年後
多様な保育ニーズに対応できる場所があると感じている18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民意識調査	64.5%	71.6%	78.7%
地域子育て支援拠点等における子どもの年間延べ利用者数	業務取得	79,312人	102,000人	122,000人
身近に子どもが安心して過ごせる場（家庭や学校を除く）があると思う18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民意識調査	74.9%	79.7%	84.4%



施策⑦

子ども・子育て世代への支援を充実させます



現状

平成28年度（2016年度）に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を進め、令和4年度（2022年度）には子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て家庭への支援に取り組んだことにより、健康課題や経済、就労、障がい、社会とのつながりや支援者の乏しさなど、様々な困難があることが明らかになってきました。また、子どもを中心とした地域における従来の関係性の希薄化や子育て世代への理解者の減少など、地域の子育て力の低下が一層懸念されています。

そのため、家庭や地域における子育て力の向上を図るとともに、母子保健と児童福祉を一体的に推進し包括的な支援を充実させていくことが重要です。

方向性

母子保健と児童福祉の連携型による「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期まですべての家庭のニーズを一元的に把握し、子どもや子育て家庭に寄り添い続ける切れ目のない支援体制を構築するとともに、地域での見守りや支え合いを進め、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

役割分担

市民	地域・団体	社協	行政
地域の子どもに関心を持ち、あいさつなどを通して子どもや子育て家庭の暮らしを見守ります。	子どもや子育て家庭の暮らしを見守り、必要時に行政や専門機関につなぎ子育ての手助けなど応援できるよう努めます。	子どもの育ち、親の育児を地域で見守り、安心できる子育て環境づくりに取り組みます。	妊娠期からすべての子育て家庭に関わり、切れ目なく支援が継続体制を構築します。

推進項目 7-1

妊娠期から子どもと家庭への 相談支援を充実させます

現状・ 課題

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の他、子育て支援センターや児童館、保育園など身近な地域の子育て支援施設が子育て相談を実施したり、教育委員会で教育相談やスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）を配置するなど子どもや家庭の相談に対応してきました。

しかし、悩みを抱える子育て家庭にとっては、相談することに消極的で相談の敷居が高く感じることもあり、相談場所・相談方法など気軽に相談できる体制づくりが必要です。また、ライフステージの変化に際して支援が途切れやすく、特に福祉と教育など管轄が違うため、関係機関同士の情報共有等が難しく、支援がうまくつながっていないことが課題となっています。

そのため、気軽に相談できる体制の整備や福祉と保健、福祉と教育などの他分野との連携強化を図り、個々の生活状況やニーズに合わせた切れ目のない相談支援を充実させていく必要があります。

取り組み

令和6年度（2024年度）から「こども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援体制を構築することで、妊娠期からの伴走型相談支援をはじめとし、すべての妊産婦や子ども子育て家庭を包括的に支援します。

また、他分野との連携により、義務教育後も年齢や制度の壁を越えて切れ目のない相談支援を進めるとともに、子どもや子育て家庭が気軽に相談できるようデジタル等を活用し、多様な相談機会の充実を図ります。

● 主な事業 ●

- 利用者支援事業
- 障がい児相談支援事業
- 伴走型相談支援事業
- 乳幼児健康診査事業

推進項目 7-2

安心して子どもを産み育てることができるよう支援を充実させます

現状・課題

現代の子育て世代は、少子化や核家族化の影響で子どもの世話をする体験がないまま親になっており、子育てのロールモデルや周囲からの手助けもない孤立した状況で子育てをしている家庭が増えています。さらに、SNSなど子育てに関わる情報が溢れ、情報に対する主体的な判断ができにくくなったり、子どもの感情への対応が分からず負担感を増大させたり、子育てに対する他者からの評価を恐れ、緊張感を抱えながら子育てをしています。

このことから、家庭の子育て力を高め、自分の子育てに対する肯定感が持てるようにするなど、すべての子育て家庭に向けた支援が求められています。

また、本市では、全国に先駆けて不妊治療費や妊婦医療費の助成を始めており、子ども医療においても大学生まで対象者を拡大するなどの取り組みを進めてきていますが、経済的負担から子どもを持つことを諦める子育て世代もいるため、引き続き、妊娠や子育て等に係る経済的負担軽減を図っていく必要があります。

取り組み

子育てに関する知識だけでなく、具体的な技術を体験や動画等を活用して学べる機会の提供や子育て講座等の内容を充実することにより家庭の子育て力を高め、不安感や負担感を軽減するための子育てに係る事業の充実を図るとともに、様々な場面で、自分の子育てに対する肯定感が持てるような親への関わりを進め、良好な親子関係を築いていけるよう取り組みます。

子どもの年齢に合わせたプッシュ型による情報提供やデジタル技術を活用した手続きの簡素化などを進め、子育てサービスの利便性の向上を図ります。

さらに、不妊治療費や妊婦・子ども医療費の助成等を引き続き実施し、国の動向を注視しながら、児童手当をはじめとする妊娠・出産・子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

● 主な事業 ●

- 児童手当給付事業
- 子ども医療助成事業
- 母子教育事業（両親学級）
- 産前・産後サポート事業（ベビーサロン）
- 育児支援親子教室開催事業

推進項目 7-3

子どもの成長と家庭を見守り 支え合う人を増やします

現状・ 課題

民生児童委員や子ども会、シニアクラブ等による地域活動、子ども食堂、ファミリーサポートセンター事業など子どもや家庭を見守り支援している人はいますが、活動の担い手不足や活動者の高齢化が進んでいることが課題となっています。

実際に手助けの活動まではできなくても、あいさつや声かけは、見守っていたつもりでも見守られていたというような「おたがいさま」の関係性も生まれることとなるため、お互いが気にかけて合うという気持ちを持つことが大切です。

取り組み

学校をはじめ地域や団体・企業に向けた福祉教育等を通して、現代の子育てや障がいや社会的孤立に関わる状況等への理解を促し、あたたかいまなざしを持って見守り、一緒に育てるといった意識・機運を醸成します。

また、支援者の養成を行い、地域の子どもや子育てを応援したい、お互いに助け合いたいと思う人を増やし、役割を果たせるような環境づくりに努めます。

さらに、見守られていた子どもや家庭が「次の担い手」として子育ての支援に携わったり、助け合える関係性を作るために、様々な機会を通して仲間づくりを進めます。

● 主な事業 ●

- ファミリーサポートセンター設置事業
- 訪問型子育て支援事業
- 産前・産後サポート事業（子育てサポーター訪問）
- 福祉教育

〈訪問型子育て支援の様子〉





施策⑧

支援を必要とする子ども・若者・ 家庭への支援体制を充実させます



現 状

全国的に深刻な児童虐待事件が発生しており、本市の児童虐待相談件数も10年間で約5倍となっています。背景には核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や家族間トラブル、子どもへの関わりの難しさなど様々な要因が考えられます。

虐待以外にも貧困や孤立、障がいなどの課題が複雑化し、支援を必要とする子どもや家庭が増加しており、従来の児童福祉を超えた他分野との連携による家庭支援が重要となっており、すべての子どもが虐待や障がいの有無、家庭の経済状況などによって、守られるべき権利が侵害されることなく安心した生活ができる環境づくりが必要です。

方向性

発達の遅れや障がいがある子ども、社会的孤立傾向にある子ども・若者、児童虐待や養育能力等に課題がある家庭など支援が必要な妊婦及び子どもと家庭の状況を把握し、CSWや分野を超えた関係機関と連携しながら、ニーズに合った支援事業を通して安心して生活ができるよう支援します。

役割分担

市 民	地域・団体	社 協	行 政
子どもの権利に関心を持ち困っている人がいたら支援機関に相談します。	地域で支援が必要な子ども・若者の暮らしや学びを支え、子どもの育ちや子どもの自立に向けた応援をします。	年齢に応じた機関と連携し、子どもや若者の意思を尊重し、強みを生かした活動場所の提供に取り組みます。	支援が必要な子どもを積極的に把握し、必要な支援につなげ安心して生活できる体制を整備します。

推進項目 8-1

子どもの権利を守り安心できる 生活を支援します

現状・ 課題

令和4年度（2022年度）から子ども家庭総合支援拠点を位置づけ、児童虐待や要支援家庭への対応を強化しています。また、令和2年度（2020年度）から配置したSSWとともに福祉と教育が連携しながら、課題を抱える小中学生と家庭への支援を進めています。

しかし、ヤングケアラーや貧困などの問題は表面化しにくく、また、保護者や子ども自身が権利侵害と感じておらず相談につながらない状況があります。

そのため、子どもが権利侵害を受けることなく、安心した家庭生活を送ることができるよう、要支援家庭を早期に発見し、各種子育て支援事業を整備し、家庭支援を行うことが重要です。

取り組み

こども家庭センターを中心に、妊婦や子育て家庭の実情から特定妊婦や虐待、貧困、ヤングケアラー等の困難を抱える要支援家庭を積極的に把握し、子どもと家庭を関係機関が一体的に支援するためのサポートプランに基づき、ヘルパー等による訪問支援や学習支援などを活用し、子どもや家庭に対する生活支援を行います。

また、子ども食堂による見守り活動支援などの地域資源を活用して、要支援家庭を見守ったり、CSWやSSWと連携したりして、状況が変化した時に早期介入ができるよう努めるとともに、子どもの権利に関する啓発も進めます。

● 主な事業 ●

- 要保護児童対策地域協議会設置事業
- 養育支援訪問事業
- 支援対象児童等見守り活動補助事業
- 母子家庭訪問事業

推進項目 8-2

子どもの発達支援体制を整備します

現状・課題

18歳未満の手帳所持者数の推移をみると、身体に障がいを持つ子どもは減少傾向、療育手帳を持つ子どもは増加傾向にあり、また、診断は受けていなくても発達に課題を抱える子どもの数も増加しています。

近年、共働きなど就労を希望する子育て家庭も多くなり、ニーズに合った障がい児等の福祉サービス事業を利用できるようにすることが重要です。

また、子どもの発達特性によっては、子どもへの対応が難しく、不適切な養育につながることや、子ども自身も不応場面が増えると自尊心が低下し、二次的な問題が生じる可能性もあるため、子どもへの支援と合わせて保護者支援や予防的支援が重要です。

取り組み

障がい等を持つ子どもの総合的な支援や仕事と子育ての両立、切れ目のない支援の視点を踏まえ、子どもの成長段階や障がい特性に応じた適切な支援が提供されるよう障がい児支援の提供体制の充実や発達支援体制の構築を行います。特に専門的な支援を要する医療的ケア児等においてはコーディネーターを配置し、多職種連携による包括的な支援の提供を進め、合わせて障がい児支援に関わる支援者研修等により人材育成に取り組みます。

また、障がい等を持つ子どもの関わり方に悩みを抱える保護者に対して、関わり方の技術を学ぶ親子関係形成に関わる支援事業等を実施し、子育て力の向上やお互いに支え合える仲間づくりを進めます。

さらに、発達障がいをはじめとする障がいの理解を深める機会をつくり、障がい等を持つ子どもや家庭の地域社会への参加が広がるよう取り組みます。

● 主な事業 ●

- 障がい児児童福祉サービス給付事業
- 発達支援事業
- 親子発達支援教室開催事業
- 保育所等訪問支援事業

〈発達支援教室〉



推進項目 8-3

子ども・若者の自立に向けた 支援を充実させます

現状・ 課題

ひきこもり支援センター「ほっとプラザ」では、学校等と連携しながら適応指導教室「ほっと東海」に通えないなどの孤立傾向にある子どもや、高校や専門学校、大学、職場等でうまく適応できず課題を抱える若者に対して、面談や訪問、居場所支援、学習支援、家族支援を行っています。令和4年度（2022年度）にほっとプラザを利用した人の割合は、15歳以下が21.6%、16～25歳が27.3%で、約半数が25歳以下の若い世代となっていますが、「ひきこもり」という言葉に抵抗感があり支援につながりにくいこともあります。

さらに、貧困等の課題を抱える家庭の子どもは、経済的理由から社会から孤立し、同世代が経験していることができない状況や学習面で課題を抱えるなど様々な面で不利な状況に置かれる傾向にあるため、学習支援等を行いながら生活上の悩み捉え、必要な支援に繋げて自立に向けた支援を行うことが必要です。

取り組み

社会的孤立傾向にある子どもに対して、早期支援ができるように学校・教育委員会との連携を強化し、地域等からの情報を基に、家族への支援やアウトリーチによる支援を行います。

また、居場所や学習支援を通して、人との関係づくりを行いながら、進学や就労等を含め自立に向けた支援を進め、ボランティア体験や就労体験等の機会が広がるように地域や事業所等と連携し緩やかな支援を行います。

さらに、貧困家庭への支援として、引き続き、市社協事業が実施する食糧支援と合わせて継続的な面接を行いながら自立に向けた支援を行います。

● 主な事業 ●

- ひきこもり支援センター設置事業（学習支援事業）



施策⑨

子どもや家庭が元気に育つ 環境を整備します



現 状

平成28年度（2016年度）から始まった民間事業者の保育事業への参入により、本市の保育の受け皿は着実に整備されてきましたが、女性就業率の上昇や宅地開発等による子育て世代の転入も見込まれるため、引き続き保育の受け皿を確保するとともに様々な就労形態、家族形態等に応じた多様な保育環境が求められています。

また、子どもは遊びや様々な体験を通して多くのことを学んでいますが、近年では子どもへの犯罪が増加したり、地域の人との交流や豊かな体験の機会が減ったりするなど、地域で子どもの安心安全を保証しながら育てていく視点が失われつつあります。子どもたちが安心して健やかに過ごすためには、地域の大人に子どもや家庭が見守られ、励まされ、支えられながら新しい体験を積み上げていく環境が必要です。そのためには、地域の子育て力を高め、自分のできる範囲での活動を行いながら子どもや家庭に関わりを持ち居場所機能を充実させることが重要です。

方向性

共働き世帯の増加等に伴い、様々な状況にある子どもが安心して過ごせるよう多様化する保育ニーズに対応できる環境整備を進め、健やかな育ちを進めます。

子どもや家庭が安心して過ごせる居場所で、多様な世代の交流を通して豊かな体験を重ね、保健・福祉、教育分野等が実施する子どもの健全育成に関する事業などを通して様々な体験ができるよう環境整備を進めます。

役割分担

市 民	地域・団体	社 協	行 政
子どもが安心して遊べる環境づくりのために地域活動に積極的に参加するよう努めます。	健やかな育ちにつながるように子どもの居場所や多様な世代と交流、豊かな体験や遊びの提供に努めます。	子どもが安心して生活ができるよう、地域で見守る活動や場所の提供に取り組みます。	保育環境の充実や保健・福祉・教育分野等が実施する子どもの健全育成に関わる事業など様々な体験を通して子どもが元気に育つような環境を整備します。

推進項目 9-1

多様なニーズに対応する 保育環境を整備します

現状・ 課題

本市の出生数は減少傾向にあるものの、女性の就業率や共働き世帯が増加している中、保育所等への入所希望者数は特に3歳未満児において年々増加しており、これまで待機児童対策として、民間事業者による保育所等の設置を積極的に支援し、保育の受け皿を確保してきました。令和5年（2023年）4月現在の待機児童数は0人となっていますが、小規模保育事業を利用する保護者からは、3歳で転園するのではなく就学前まで通わせたい、兄弟姉妹で違う園に通っているのが大変であるという意見も聞かれます。

今後ますます子育て家庭が持つニーズが多様化していくことが見込まれるため、令和5年（2023年）4月から開始した医療的ケア児の保育所等の受入体制の構築など多様なニーズに対応した保育環境の整備を進めていく必要があります。

取り組み

令和5年（2023年）3月に策定した「公立保育園と民間保育所等の在り方に関する基本方針」に基づき、老朽化した公立保育園を廃止とする一方で、0～5歳児までを受け入れ可能な民間保育所等の参入を促進するなど、将来にわたり必要かつ適正な保育の受け皿を確保します。

さらに、一時保育事業の拡充など、多様な保育ニーズに対応できる環境整備を進めていきます。

● 主な事業 ●

- 保育所等整備費補助事業
- 早朝延長保育事業
- 幼児一時預り事業

〈保育園での様子〉



推進項目 9-2

地域の中で豊かな体験や遊びができる 居場所を充実させます

現状・ 課題

行政や市社協が関わっている子ども居場所としては、児童館や放課後児童クラブのほかに、子ども食堂は令和5年（2023年）5月現在では4か所、学習支援の場はほととプラザが実施している2か所、学習広場「みらいーな」が2か所あります。そのほか、住民が主体となり子どもの居場所づくりを始めた地域が1か所ありますが、子どもの居場所になりうる場は充分とは言えない状況です。国は、家庭や学校以外の「第三の居場所」を今後充実させていくとしていますが、安心でき居心地の良い居場所は人によって様々であるため、子どもが豊かに育つ、多様な居場所づくりを進めることが重要です。

また、地域での子どもを中心としたイベントや体験事業、市が行う子どもの健やかな育ちに係る事業を通して豊かな体験を積み重ねることで、子どもの健全育成を推進するとともに、地域への愛着を深め地域課題の解決に関わることができるよう、幼い頃より地域活動に参加し、地域住民と交流を深め「お互いさま」の土壌づくりを進める必要があります。

取り組み

保健福祉分野や教育分野で実施している子どもの育ちを促す各種事業や地域等のイベントを通して、豊かな体験や遊びを重ね、子どもの健全育成を推進するとともに、親子の居場所や放課後の居場所、地域行事や集いの場などにおいて遊び・体験・会話による人とのつながりを通して、子どもたちの個性や可能性を伸ばし、元気に成長できるように多様な居場所の充実を図ります。

また、居場所は、子どもだけでなく、例えば担い手としての高齢者の活躍できる場や大学生の社会体験の場など、担い手自身の居場所や多世代交流の場としての役割も担っていることを視野に入れて居場所づくりを展開します。

● 主な事業 ●

- 放課後児童健全育成補助事業
- 子育て支援センター管理運営経費
- 児童館地域活動補助事業

こどもまんなか社会と総合福祉計画

国では、令和5年（2023年）4月1日から「こども基本法」が施行され、新たな司令塔として、こども家庭庁を創設し、子どもや若者が、自分らしく健康的に、そして幸せに成長できる社会にするため、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を真ん中に据えて、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするとしています。

国が進める「こどもまんなか社会」は、単に子どもだけが主役ではなく、子どもを取り巻く環境や、家族、地域、様々な分野での協力が必要であり、子どもに関わる人、子どもを取り巻く人のすべてが主役となり取り組みを進めていくことが重要です。

そのため、本市では第7次総合計画において、子ども・子育て分野の柱を立てて推進することとしています。本計画においても、同様に子ども・子育て施策の柱を立てて、子どもが安心して暮らせる地域は、すべての人が安心して暮らすことができる地域という考えのもと、子どもの健やかな育ちや子育てについて、地域で応援する取り組みを推進するものです。



1 重点項目

本市では、0歳から100歳までの包括的支援体制の構築を目指しており、基本理念である「おもい つながり ささえあう」の実現に向け、市や市社協が、住民、社会福祉法人、民間企業等と一緒に取組みを推進していく必要があります。

そのため、本計画における3つの基本目標を具現化するために、4つの重点項目を定め、分野横断的に検討し推進していきます。

重点項目 1 包括的な相談支援体制の構築

住民が身近な場所で相談できる環境を整備し、関係機関が連携しながら課題解決に向け協議を進めていくことができる体制を構築します。

重点項目 2 多様な主体が参加できる地域づくり

日常生活における困りごとや、必要とする活動などの地域生活課題を、個人・団体・組織など各々の強みを生かし、地域の特性に合わせた解決への道筋や取組みを作り出すとともに、それらを話し合う場も広げていきます。

重点項目 3 若者支援を中心とした孤独・孤立対策

学校の友人、職場の同僚や親とうまく関係を築くことができず、孤独・孤立の状態にある若者を支援するため、関係機関と連携及び協働を図り、必要な支援内容を議論し、つながりを構築する取組みについて検討します。

重点項目 4 災害に備えた福祉の体制づくり

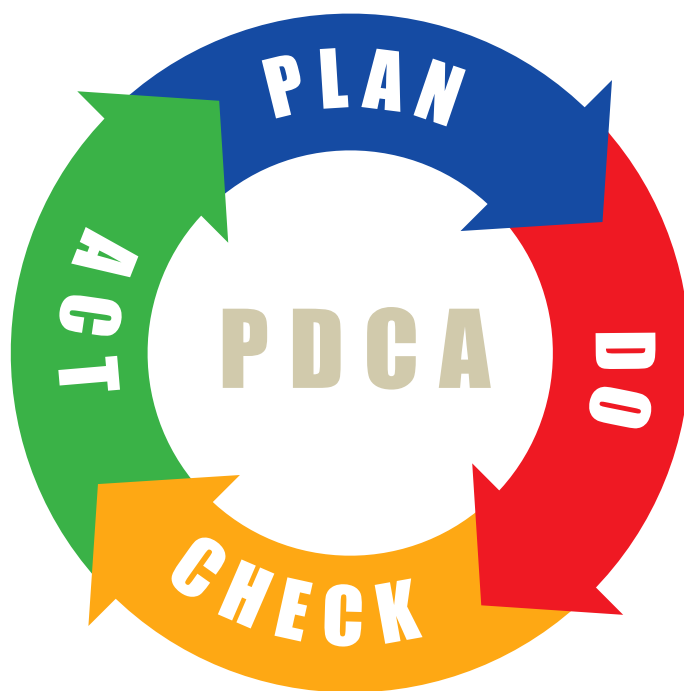
避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うため、福祉専門職等の関係機関と連携し、個別避難計画の作成を推進するとともに、福祉避難所の整備や災害支援ボランティアの実施など、実際の災害に備えた福祉の体制づくりを進めます。

2 進行管理

本計画を効率的かつ効果的に推進していくため、各施策の進捗状況や重点項目の取り組みにおける効果の検証・評価を行い、計画の見直しや施策の改善、充実を図りながら、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

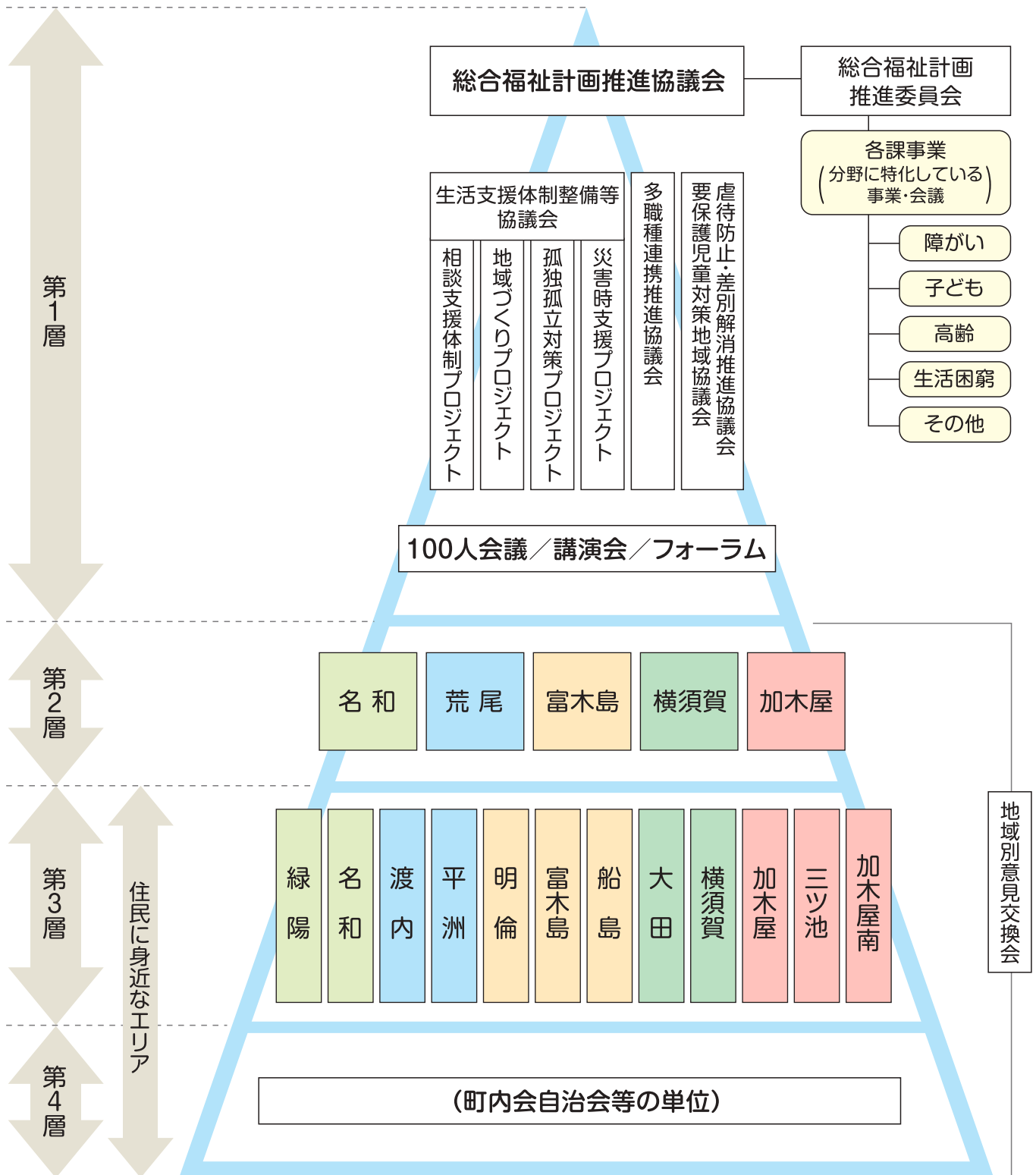
東海市総合福祉計画推進協議会等の会議を開催し、数値で評価できるものについては、KPIの考え方を取り入れながらPDCAサイクルに基づき施策の推進・点検・評価を行います。

また、市と市民や地域・団体などが同じ認識を持ち計画を推進できるよう、積極的に情報を発信していきます。



資料編

事業推進組織体系イメージ図



分野を問わず、全世代を対象としている取り組みを検討・推進します。障がい、子ども、高齢、生活困窮など、それぞれの分野で取り組むものは、各課事業として推進します。

用語解説

用語	解説
アウトリーチ	複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているなどして、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけ、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりを行うこと。
医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）。
権利擁護	何らかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず、その結果、日常の社会生活において不利な立場に置かれている人たちを支援する活動。
ケアカンファレンス	よりよい医療や介護サービスを提供することを目的に、医療・介護現場で実施される、情報共有・認識のすり合わせ・問題の発見と改善策の提案を中心に話し合う会議。
KPI （重要業績評価指標）	Key Performance Indicatorの略。組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標のこと。
コミュニティ ソーシャルワーカー	地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う人。
個別避難計画	避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画。
子育て世代 包括支援センター	専門知識を有する保健師、助産師等が、妊娠、出産、子育てに関する各種相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する機関。
こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援と、相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントや、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担う機関。
子ども家庭 総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。なお、児童福祉法の一部改正により、令和6年4月1日以降は、こども家庭センターが本機能を担うもの。
サポートプラン	要支援児童、要保護児童、特定妊婦その他の者や、母子並びに乳幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とするものに対して、本人のニーズを踏まえた支援内容等を作成した本人同意のある支援計画のこと。
社会的孤立	社会的参加（組織、活動等への参加）、社会的交流（家族、友人、知人などとの接触）及び社会的サポート（困ったときに頼りにできる人、悩みごとの相談にのってくれる人、寂しいときの話し相手）の欠如している状態。
重層的支援体制 整備事業	住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から①断らない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する社会福祉法に定められた事業。
スクール ソーシャルワーカー	福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）。
成年後見制度	成年後見制度とは、知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度。
ダブルケア	子育てと親や親族の介護を同時期に行うこと。

用語	解説
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域連携ネットワーク	地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において相談窓口を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みのこと。
地域活動支援センター	障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創作活動又は生産活動の機会の提供等を行う施設。
地域子育て支援拠点	子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を併せて行う、常設の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所。
地域包括支援センター	地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としている機関（本市は高齢者相談支援センターと表記）。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。
東海へいしゅうくんネットワーク	市内の在宅療養者に関わる医師・歯科医師・薬剤師・看護師などの医療職と、ケアマネジャー・介護福祉士などの福祉職等が、多職種連携するための情報共有ネットワークシステム。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
8050問題	80歳代の高齢者の親とひきこもり状態の50歳代の単身・無職の子が同居している地域課題。
伴走型相談支援	子育て世代包括支援センター等が、妊娠届出時より全ての妊婦や子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ仕組み。
避難行動要支援者名簿	要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保のため、特に支援を要する者の名簿。
ピアカウンセリング	同じような立場や悩みを抱えた人たちが集まって、同じ仲間として相談し合い、仲間同士で支えあうことを目的としたカウンセリング。
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の頭文字を取ったもので、仮設・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めていくサイクルのこと。
ファミリーサポートセンター	子育てに関することを手伝ってほしい「依頼会員」と、子育てを手伝いたい「援助会員」が地域で協力しあい、育児を行っていく「相互援助活動」の組織。
包括的支援体制	地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のことで、属性、世代に関わらず相談を受け止め、制度の狭間や複雑化・複合化した課題にも対応できるよう相談支援を行い、参加支援、地域づくりを一体的に行う。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

指標の算出方法

施策	評価指標	算出方法
施策①	福祉に関する相談先を知っている人の割合	市民アンケート「市役所以外に福祉に関する相談窓口があることを知っている」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	生活の困りごとを相談できる相手がいる人の割合	市民アンケート「生活の困りごとを気軽に相談できる相手がいる」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	相談マーク（ピンバッジ）の配布数	相談マーク（ピンバッジ）を配布した人の累計数
施策②	地域の住民が互いに支え合っていると思う人の割合	市民アンケート「お住まいの地域では、住民同士の支え合い、助け合い（相互扶助）ができています」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	地域福祉活動に担い手として参加している人の割合	市民アンケート「この1年間にお住まいの地域における福祉活動に参加した」で「はい」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	1年間に地域別意見交換会に参加した人数	1年間に1層から4層で実施した地域別意見交換会（福祉関係）に参加した人数（100人会議含む）
施策③	地域生活課題に関わるサポーター数	地域生活課題に関わるサポーター数（地域共生こころんサポートセンター支援会員、チームオレンジ、子育てに関わるサポーター等）
	1年間に福祉教育を受講した人数	1年間に福祉教育（学校での福祉体験教室を含む）を受講した人数
施策④	1年間に地域住民から相談がつながった件数	地域住民等から、自分の家族以外の人（世帯）の相談を受けた年間件数（虐待に関するものは除く）
	1年間に権利擁護に関わる講演会・研修等の参加人数	1年間に権利擁護に関わる講演会・研修等の参加人数
	本市における自殺死亡率	本市における人口10万人あたりの自殺死亡者数
施策⑤	障がい者が社会参加できていると感じている人の割合	市民アンケート「障がい者が地域のなかで社会参加できている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	社会参加・交流をしている高齢者の割合	市民アンケート「仕事やボランティア又は地区活動などで社会参加をしたことがある」で「はい」と回答した高齢者（65歳以上）の数/アンケート回答総数（65歳以上）×100
	民間との連携により福祉活動を実施している事業所等の数	1年間で民間との連携により福祉活動を実施している事業所等の数（福祉体験、職場体験、社会貢献）
施策⑥	障がい者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	市民アンケート「障がい者が地域のなかで安心して暮らしている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	高齢者が地域で安心して暮らしていると思う人の割合	市民アンケート「高齢者が安心して暮らしている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	避難行動要支援者個別避難計画の作成率	避難行動要支援者個別避難計画の作成数/避難行動要支援者数×100

施策	評価指標	算出方法
施策⑦	子育てしやすいまちであると 感じている18歳以下の 子どもを持つ人の割合	市民アンケート「子育てしやすいまちである」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人(18歳以下の子どもがいる方)の数/市民アンケート回答総数(18歳以下の子どもがいる方)×100
	子育ての悩みについて、 相談する場を知っている人の割合	市民アンケート「子育てに関する相談の場を知っている」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
	地域の住民が互いに支え合っ ていると思う人の割合(再掲)	市民アンケート「お住まいの地域では、住民同士の支え合い、助け合い(相互扶助)ができています」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の数/アンケート回答総数×100
施策⑧	1年間のサポートプラン作成件数	1年間の妊婦・子ども家庭のサポートプラン作成数 ※サポートプランは同意必要
	発達に関する支援者研修受講者数	支援者向け発達支援研修の年間受講者数の累計
	生活・学習支援の場の数	福祉的支援が必要な子ども・若者に対する生活・学習支援の場(ほっとプラザの学習・生活支援、こどものつどいの場事業、こども食堂など)の数。ただし、宅食サービスのみで居場所が設置されない場合は除く。
施策⑨	多様な保育ニーズに対応できる 場所があると感じている 18歳以下の子どもを持つ人の割合	市民アンケート「多様な保育ニーズに対応できる場所がある」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人(18歳以下の子どもがいる方)の数/市民アンケート回答総数(18歳以下の子どもがいる方)×100
	地域子育て支援拠点等における 子どもの年間延べ利用者数	1年間の地域子育て支援拠点等における子どもの延べ利用者数
	身近に子どもが安心して 過ごせる場(家庭や学校を除く) があると思う18歳以下の子ども を持つ人の割合	市民アンケート「身近に子どもが安心して過ごせる場(家庭や学校を除く)がある」で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人(18歳以下の子どもがいる方)の数/市民アンケート回答総数(18歳以下の子どもがいる方)×100

東海市総合福祉計画推進協議会条例

平成15年3月28日

条例第23号

改正 平成16年3月30日条例第12号

平成26年3月28日条例第5号

令和5年7月12日条例第17号

(一部未施行)

東海市総合福祉計画推進協議会条例をここに公布する。

東海市総合福祉計画推進協議会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、市の総合福祉計画の策定及びその推進に関する重要事項について調査審議するため、東海市総合福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員19人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係団体を代表する者
- (2) 児童福祉関係団体を代表する者
- (3) 保健医療関係団体を代表する者
- (4) 社会教育関係団体を代表する者
- (5) 町内会、自治会等を代表する者
- (6) 介護保険の被保険者を代表する者
- (7) 保健所の職員
- (8) 市内に住所を有する者

3 市長は、前項の規定により市内に住所を有する者のうちから委員を委嘱しようとするときは、東海市審議会等の委員の公募に関する条例（平成16年東海市条例第11号）の定めるところにより、当該委員の公募を実施するものとする。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会においては、会長が議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長の指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第12号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第5号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (令和5年条例第17号)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の公布の際現に改正前の東海市総合福祉計画推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱されている協議会の委員の任期は、東海市総合福祉計画推進協議会条例第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までとする。

諮問

福第195号

令和4年（2022年）7月25日

東海市総合福祉計画推進協議会

会長 後藤文枝様

東海市長 花田勝重

第4次東海市総合福祉計画について（諮問）

東海市総合福祉計画推進協議会条例第1条の規定に基づき、第4次東海市総合福祉計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

答申

令和5年（2023年）12月27日

東海市長 花田勝重様

東海市総合福祉計画推進協議会

会長 後藤文枝

第4次東海市総合福祉計画について（答申）

令和4年（2022年）7月25日付け福第195号で諮問のありましたこのことについては、本協議会では、今後10年間の福祉施策のあり方について議論を重ね、結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

記

少子高齢化の進行、単身世帯の増加、地域におけるつながりの希薄化に加え、新型

コロナウイルス感染症の長期にわたる感染拡大の影響により、経済的困窮や孤独・孤立の課題が顕在化し社会環境が大きく変化しています。いわゆる8050問題、ヤングケアラー、貧困など、現代の複雑化・複合化する課題のほか、災害時における対応は、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった制度・分野ごとの支援体制や「支え手」「受け手」という関係を超えて、あらゆる住民や事業者等が主体的に参画し、世代や分野を超えてつながることで、誰もが役割を持てる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進することが求められています。

諮問された第4次東海市総合福祉計画（素案）は、「おもい つながり ささえあう」を基本理念とし、分野別に施策を立てるのではなく、目的別に施策を立て、住民一人ひとりが多様な価値観を認め合い、つながり、相互に支え合うことで、地域で安心して暮らし続けられるための包括的な支援体制の構築の推進をするもので、ソーシャルサポートネットワークの構築、個別支援によるセーフティーネットの強化、子どもを真ん中にすえた地域づくりの視点からも、計画の方向性として適切なものであると考えます。

なお、施策の推進にあたり、本協議会で出された以下の意見を十分に考慮し、積極的に取り組んでいただくよう要望するものです。

- 1 これまで積み上げてきた「0歳から100歳の地域包括ケアシステム」を普遍化することで、地域福祉を総合的に推進し、包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業を推進されたい。
- 2 孤独・孤立の問題は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得ると考えられるため、孤独・孤立対策推進法も踏まえ、相談支援体制の構築や地域づくりと一体的に推進されたい。
- 3 近年、増えている自然災害に備えた災害時の福祉支援体制の整備について、関係機関等とともに推進されたい。
- 4 行政、社会福祉協議会、地域住民、事業者がそれぞれ、主体的な参画のもと協働で推進されるとともに、適切な進行管理に努められたい。

総合福祉計画推進委員会設置規程

○東海市総合福祉計画推進委員会設置規程

平成5年7月29日

訓令第6号

改正 平成9年3月31日訓令第2号

平成10年3月31日訓令第15号

平成15年8月20日訓令第9号

平成23年3月30日訓令第18号

平成25年3月29日訓令第8号

平成31年3月29日訓令第10号

令和3年3月30日訓令第15号

東海市総合福祉計画推進委員会設置規程を次のように定める。

東海市総合福祉計画推進委員会設置規程

(設置)

第1条 東海市総合福祉計画について、具体的施策の調査検討、連絡調整及び進行管理を行うため、東海市総合福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び20人以内の委員をもって組織する。

2 委員長は市民福祉部長、副委員長は市民福祉部次長の職にある者とする。

3 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。

3 委員会は、会議の際、議事に関係のある課等の長その他職員を出席させて意見を聴取し、又は資料の提出等必要な指示をすることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成5年7月29日から施行する。

附 則 (平成9年訓令第2号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年訓令第15号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年訓令第9号)

この訓令は、平成15年8月20日から施行する。

附 則 (平成23年訓令第18号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年訓令第8号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年訓令第10号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年訓令第15号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

総合福祉計画策定プロジェクト要領

(趣旨)

第1条 誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができ、生きがいをもって暮らし、地域でともに支えあう地域福祉を推進する第4次東海市総合福祉計画（以下「第4次計画」という。）を策定するため、プロジェクトチームの設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 第4次計画を策定するため、第4次東海市総合福祉計画策定プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第4次計画策定に関すること。
- (2) 福祉施策の現状把握、調査に関すること。

(組織)

第4条 チームは、別表に掲げる職員（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

(任期)

第5条 メンバーの任期は、第4次計画の策定完了までとする。

(座長及び副座長)

第6条 チームに座長及び副座長を置き、座長は福祉企画調整監をもって充て、副座長は福祉企画調整室長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、チームを代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第7条 チームの会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 チームの会議は、メンバーの半数以上の出席がなければ開くことができない。

(アドバイザーの出席)

第8条 チームは、必要に応じて福祉施策に関する学識経験者等のアドバイザーに会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(関係者の出席)

第9条 チームは、必要に応じ、議事に関係のある課等の職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 チームの庶務は、社会福祉課内福祉企画調整室において処理する。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、チーム運営に関し必要な事は、座長がチームに諮って定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

東海市総合福祉計画推進協議会委員名簿

()は旧委員

区 分	団体等名	氏 名
第1号 委 員	東海市民生委員・児童委員連絡協議会	八木 雅弘
		(坂野 佐俊)
	社会福祉法人 さつき福祉会	(鬼丸 義和)
	東海市身体障害者福祉協議会	森山 慶郷
	東海市シニア連合会	相澤 隆雄
		(吉田 隆幸)
	社会福祉法人 東海市社会福祉協議会	後藤 文枝
第2号 委 員	東海市保育事業協会	田中 薫
		(沢田 亜津子)
	東海市子ども会連絡協議会	古谷 仁彦
第3号 委 員	東海市医師会	小嶋 真一郎
	東海市歯科医師会	杉山 勝俊
	東海市薬剤師会	佐野 宏樹
第4号 委 員	東海市教育ひとづくり審議会	森合 久春
	東海市スポーツ推進委員会	安井 悦子
第5号 委 員	東海市コミュニティ推進地区連絡協議会	新海 恵司
		(櫻木 昭文)
第6号 委 員	介護保険の被保険者を代表する者	知多北部広域連合
第7号 委 員	保健所の職員	知多保健所
		山崎 千佳
		(橋本 靖)
第8号 委 員	市内に住所を有する者	市民公募
		平松 伊津美
		加古 明人

東海市総合福祉計画推進委員会委員名簿

()は旧委員

区分	氏名	役職等
委員長	辻 聡子	市民福祉部長
副委員長	小笠原 孝市	市民福祉部次長兼福祉企画調整監
委員	植松 幹景	市民福祉部健康福祉監
	(小島 久和)	(前市民福祉部健康福祉監)
	橘 洋子	市民福祉部健康いきがい対策監
	和田 真貴	市民福祉部社会福祉課長
	(岸本 一昭)	(前市民福祉部社会福祉課長)
	永井 直子	市民福祉部女性・子ども課長
	小島 英泰	市民福祉部幼児保育課長
	(桜井 正志)	(前市民福祉部幼児保育課長)
	柘植 由美	市民福祉部健康推進課統括主幹
	徳永 龍信	市民福祉部高齢者支援課長
	仙敷 元	総務部市民協働課長
	(山田 祐輔)	(前総務部市民協働課長)
	内山 貴裕	企画部企画政策課長
(石川 敬一)	(前企画部企画政策課長)	

東海市総合福祉計画策定プロジェクトチーム委員名簿

()は旧委員

区分	氏名	役職等
座長	小笠原 孝市	市民福祉部次長兼福祉企画調整監
副座長	今枝 由美	市民福祉部福祉企画調整室長
委員	井上 綾	市民福祉部福祉企画調整室統括主任
	宇賀神 雄也	市民福祉部社会福祉課統括主任
	吉田 徹	市民福祉部社会福祉課統括主任
	吹元 静香	市民福祉部社会福祉課主任
	(新美 友規)	(市民福祉部社会福祉課主任)
	佐田 知子	市民福祉部女性・子ども課主幹
	(早川 明宏)	(市民福祉部女性・子ども課主任)
	臼井 あゆ美	市民福祉部子育て総合支援センター統括主任
	(大串 文子)	(前市民福祉部子育て総合支援センター主任指導保健師)
	富田 博太郎	市民福祉部幼児保育課統括主任
	伊豫田しのぶ	市民福祉部健康推進課指導保健師
	小塚 恵子	市民福祉部健康推進課主任保健師
	坂田 拓矢	市民福祉部高齢者支援課主任
	小倉 加織	総務部市民協働課統括主任
(仙敷 元)	(前総務部市民協働課主幹)	
アドバイザー	原田 正樹	日本福祉大学学長
	佐藤 仙務	東海市ふるさと大使
オブザーバー	宝達 真志	東海市社会福祉協議会地域福祉課長
	伊藤 純一	企画部企画政策課統括主任
	(芦原 伸幸)	(前企画部デジタル推進課統括主任)

総合福祉計画策定の経緯

	プロジェクト会議	推進委員会	推進協議会	その他	
令和4年度	4月	4/26 第1回プロジェクト会議			
	5月	5/25 第2回プロジェクト会議			
	6月	6/10 第3回プロジェクト会議			
		6/17 第4回プロジェクト会議			
		6/24 第5回プロジェクト会議			
	7月		7/6 第1回推進委員会	7/25 第1回推進協議会	
	8月	8/24 第6回プロジェクト会議			
	9月				
	10月	10/7 第7回プロジェクト会議			
	11月	11/18 第8回プロジェクト会議			
	12月	12/16 第9回プロジェクト会議			
	1月		1/23第2回推進委員会		
2月			2/27 第2回推進協議会		
3月					
令和5年度	4月	4/26 第1回プロジェクト会議			
	5月	5/18 第2回プロジェクト会議			
	6月	6/21 第3回プロジェクト会議			
	7月		7/7 第1回推進委員会		
	8月			8/28 第1回推進協議会	
	9月				
	10月	10/27 第4回プロジェクト会議			パブリック コメント (9/19~10/18)
	11月	11/17 第5回プロジェクト会議	11/27 第2回推進委員会		
	12月			12/22 第2回推進協議会	
	1月				
	2月				
	3月				

東海市の地域包括ケアシステムは、0歳から100歳のすべての市民を対象にして、専門職と地域住民が協働して支え合う仕組みを目指してきました。当時は地域包括ケアシステムといえば、介護保険の対象である65歳以上の高齢者だけを対象としていたときに、東海市では市民や関係者の協議のなかで、全国に先駆けて独自の取り組みをしてきました。

その後、国は地域共生社会政策のなかで、包括的支援体制や重層的支援体制整備事業といった施策を打ち出してきましたが、それは東海市の積み上げてきた地域福祉の姿です。これまでの児童、障害、高齢、生活困窮といった分野ごとの福祉制度に横串をさし、包括的な支援ができるようにしていく。それは今後、人口減少、少子高齢化、単身世帯の増加による社会の変化を見据えて、福祉ニーズの多様化複雑化に対応できる新しいセーフティネットを構築していく挑戦です。

この度、策定された東海市総合福祉計画は、こうした政策動向を踏まえ、東海市民のニーズと地域福祉の推進をめざした計画であるといえます。この計画にもとづき関係者の連携と協働が進み、真に包括的な支援が進展されることを期待しております。

東海市総合福祉計画策定アドバイザー
日本福祉大学 学長 原田 正樹

東海市ふるさと大使の佐藤仙務です。私も障害者当事者の一人として、福祉総合計画の推進をアドバイザーとしてサポートしてきました。まず、この計画の策定に携われたことを大変嬉しく、心から感謝申し上げます。

この計画の実現には、自治体だけのPRや啓蒙活動のみならず、地域全体の協力や理解、共感が必要です。みんなの力を合わせ、一人ひとりの声を大切に、支え合える環境を築きたいです。それには連携と支援の強化、柔軟なサービス提供が必要です。個々のニーズに寄り添った福祉サービスを展開し、多様性を尊重することが、福祉の鍵となると考えています。

計画の成功を願いながら、皆で協力して、尊重と包括性のある社会を築くことを心から待ち望んでいます。同時に、地域全体で力を合わせ、共に進んでいけることも願っています。

東海市総合福祉計画策定アドバイザー
東海市ふるさと大使 佐藤 仙務

第4次東海市総合福祉計画

令和6年(2024年)3月発行

●編集

東海市 市民福祉部 社会福祉課 福祉企画調整室

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地

(052)603-2211、(0562)33-1111

社会福祉法人 東海市社会福祉協議会

〒476-0003 愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1

(052)689-1605

●東海市総合福祉計画策定アドバイザー

日本福祉大学 学長 原田 正樹

東海市ふるさと大使 佐藤 仙務

●制作／印刷

知多メディアネットワーク株式会社

●総合監修

なりた図案工房

●制作協力

知多印刷株式会社

糸会屋(子ども用計画書)

東海市点訳グループ すみれ(点字版計画書)

声のたより&Bookフレンド(音声データ)

